

# 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

令和8年2月2日  
胆振海区漁業調整委員会

さけます資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づく委員会指示（案）について、広く皆様からご意見を募集いたします。

今後、本（案）は、提出いただいたご意見を考慮したうえ、決定することとしております。

なお、提出いただいたご意見に対し、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご承知願います。

## 記

### 1. 意見募集の対象

別紙「胆振海区漁業調整委員会指示(案)」のとおり

### 2. 意見募集要領

#### (1) 募集期間

令和8年2月12日（木）から同年3月13日（金）まで（30日間）

#### (2) 意見の提出方法

郵送又はメール（次の項目を必ず記入のうえ提出願います）

[件名] 「河口付近におけるさけます採捕の制限について」

[氏名] 意見を出される方のお名前（企業・団体の場合は名称と担当部署・担当者名）

[住所] ○○○（都・道・府・県）○○○（市・町・村）

[電話番号]

[ご意見]

#### 【注意事項】

意見は日本語で提出してください。

電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますのでご了承ください。

ご記入頂いた個人情報は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認のために利用し、これらの情報は場合によっては北海道庁及び出先機関等で利用する場合がありますのでご了承ください。

頂いたご意見は、氏名、住所、電話番号の個人情報を除き、公開する可能性があることをご承知のうえ提出してください。

### 3. 意見提出先

北海道胆振海区漁業調整委員会事務局

郵便番号 051-8558

北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

e-mail : kaiku.iburi@pref.hokkaidou.lg.jp